

非常灯他バッテリー交換工事 仕様書

1. 事業名称

非常灯他バッテリー交換工事

2. 工事の目的

交換時期が到来した非常灯及び誘導灯バッテリーを交換し、さくら斎場の安全な管理運営を実現することを目的とする。

3. 事業場所及び対象物件

佐倉市大蛇町790-4

さくら斎場

4. 履行期間 契約日から平成31年7月31日まで

(改元の際は、新たな元号及び年に読み替え、改めるものとする)

5. 工事内容

(ア) さくら斎場に設置されている、非常灯用バッテリー77個、誘導灯用バッテリー29個を新品のものに交換、据付、試験及び調整を行い、業務に支障なく機能するまでの作業を行う。

(イ) 既存の蓄電池は撤去後引き取り、適正に処分すること。

(ウ) 交換する蓄電池は、現在設置されている以下のものと同等品以上とする。

現行：非常灯バッテリー パナソニック ニッケル水素蓄電池

型式 FK799C：77個

誘導灯バッテリー パナソニック ニッケル水素蓄電池

型式 FK721：15個 FK726：7個 FK731：7個

(エ) 高所作業台については下記仕様を満たすものを使用すること。

最大作業床高さ 9メートル以上

機械重量 500キロ以下

6. 日程等について

さくら斎場の運営に支障がないように、発注者と十分協議の上調整する。原則として、友引日の午後5時から翌日の午後2時までで行う。ただし、斎場業務に支障がない場合はこの限りではない。

7. その他

- (ア) 本仕様書にないもの及び工事の進捗上疑義が生じた場合には佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合の本工事監督員又は組合施設管理担当者協議の上、決定すること。
- (イ) 工事の際に施設設備及び物品に損傷を与えた場合は、速やかに担当者に報告し、現状に復すること。その場合に費用等が発生する場合は受注者において負担すること。
- (ウ) 保証期間は、工事完了後1年間として保証期間中に通常利用の中で故障が発生した場合には無償で修理又は交換を行うこと。